

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：30件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービンギランドシール装置浄化器サンプル弁のハンドルに空回りが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	集中環境施設用重油移送ポンプ出口圧力計（A・B）に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
3	1号機	サービス建屋換気空調系空調機のフィルターに詰まりが認められたため、当該フィルターを清掃	D	
4	2号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（A）の海水入口弁と差圧計配管の接続部及び差圧計元弁付近の配管部にリーク（少量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系送風機ケーシング内部の保温材の一部に剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-03、06-19）ベントラインの空気抜き確認用透明ホースの一部に亀裂が認められたため、当該ホースを交換	D	
7	2号機	主復水器細管洗浄装置操作盤において、ボール循環ポンプ（F）の緑（停止）表示ランプの点灯不良及びランプソケットの取付不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉建屋3階原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器制御盤扉の取っ手部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	主発電機密封油処理装置ストレーナ（励磁機側）差圧計に油の混入が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
10	3号機	補機冷却海水系ポンプ（C）点検において、インペラに腐食が認められたため、当該部を交換	D	
11	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-35）アキュームレータ充填水入口弁点検において、弁棒ネジ部とスリーブ内ネジ部にカジリの発生が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	第5給水加熱器（A・B・C）電動駆動入口弁において、手動操作ハンドル及びシャフトに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	制御棒・燃料支持金具同時つかみ具の作動用空気電磁弁が作動しなかったため、当該電磁弁を修理	D	
14	3号機	活性炭ホールドアップ建屋計装用空気除湿装置のプレフィルタに詰まり及びプレフィルタ差圧計に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理及びプレフィルタを清掃	D	
15	3号機	非常用ガス処理系放射線モニタ（A）において、「放射能下限／機器動作不良」警報の発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
16	4号機	原子炉隔離時冷却系の保安規定に基づく運転上の制限逸脱に伴う保全作業を実施した際、事前承認措置が不十分であったため、対応検討	B	11月8日再審議にて グレード変更 C → B

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	高圧注水系タービン排気側ドレンポットの水位高警報（1回／約6時間）が認められたため、注意・喚起	C	
18	4号機	ページング装置（屋外硫酸・苛性タンクピット脇）に拡声不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	5号機	No. 4重油タンク出口配管ベローズカバーに外れが認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
20	5号機	屋外サプレッションプール水サージタンクレベル検出器用電線管に錆びが認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
21	5号機	残留熱除去系熱交換器（B）出口試料採取調整ラックの脱塩水入口弁にシートパス（1滴／2秒）が認められたため、当該弁点検・修理	D	
22	6号機	気体廃棄物処理系空気ブリード注入弁用電磁弁に固着が認められたため、当該部を修理	D	
23	6号機	主発電機密封油処理装置再循環ポンプ駆動用電動機点検において、軸振れ測定値に管理値外れ（反負荷側）が認められたため、当該電動機を修理	D	
24	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）燃料噴射弁の点検において、燃料噴射弁（1台）に噴射不良が認められたため、当該噴射弁を修理	C	
25	6号機	計器設定に関する確認において、主タービン電気油圧式制御装置アースフィルタ入口圧力計のヘッド値に相違等（13台）が認められたため、対応検討	C	
26	6号機	廃棄物処理系原子炉建屋低電導度サンプ（A）出口弁に動作不良（開閉表示ランプ両点灯）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒固化体貯槽（C）底部の一部に塗装の剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	その他	計装品購入仕様書作成にあたり、追加仕様書レビューシートを記入したが、運用上の不備（押印欄不使用）が認められたため、対応検討	B	11月8日再審議にて グレード変更 C → B
29	その他	計測制御設備の予備品の点検において、定められた点検頻度における点検（計器の単体校正等）を行っていなかったため、対応検討	B	11月8日再審議にて グレード変更 C → B
30	その他	予備品管理の照合作業において、予備品台帳と照合すべきところ、設備照合実施計画・報告書にて実施していたため、対応検討	B	11月8日再審議にて グレード変更 C → B

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで